

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部 デジタル行政推進課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長デジ第52号
委 託 業 務 名 称	標準化に伴う業務見直し・改善支援業務
委 託 業 務 場 所	滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 ほか
業 務 の 概 要	標準システムへの移行と、地域課題の解決や市民サービスの利便性向上を見据えた行政運営の効率化・デジタル化への対応を図るため、市役所業務の現状調査や業務分析、課題の明確化と業務改善手法等の提案等のBPRに関する取り組みを委託するもの。
履 行 期 間	令和6年8月23日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年8月22日
契 約 額 (税 込)	2,992,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 東京都千代田区霞が関3-7-1 [商号又は名称] アデコ株式会社 代表取締役社長 平野 健二
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	標準システムへの移行に伴う事務運用等の見直しを進めることを目的として、令和5年に内閣府の「地方創生人材支援制度」に応募し、令和6年2月には同制度のマッチング先として、「アデコ株式会社」を選定している。 標準化に伴う業務見直し・改善支援業務委託は、上記地方創生人材支援制度に基づくものであるため、同者を契約相手として選定した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>